

広島県告示第七百八十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百七十六号）第十六条第一項の規定によって、まさば及びごまさば太平洋系群及びびごまさば太平洋系群に関する令和八管理年度における知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第四項の規定によって、公表する。

令和八年六月二十九日

広島県知事 横 田 美 香

特定水産資源の名称	知事管理区分の名称	知事管理漁獲可能量
まさば及びびごまさば太平洋系群	広島県まさば及びびごまさば漁業	現行水準
ぶり	広島県ぶり漁業	試行水準